学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、	四/// [7 五列刊 • 7 经十
/77 1里	痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブル	
	グ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリ	
	ア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロ	
	ナウイルス属 SARS コロナウイルスであ	公広 中フナベ
	るものに限る。) 及び鳥インフルエンザ	治癒するまで
	(病原体がインフルエンザウイルス A 属	
	インフルエンザ A ウイルスであつてその	
	 血清亜型が H 五 N 一であるものに限る。)	
发一 年		
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ[H5N1] 及び新型インフルエ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後
	(鳥インフルエンサ[HoN1] 及び新型インフルエンサ[HoN1] 及び新型インフルエンサ Line による いまない かんしょう しょうしょう しょう	2日(幼児は3日)を経過するまで。
		 特有の咳が消失するまで、また5日間の適正な抗菌
	ひゃくにちぜき 百日咳	性物質製剤による治療が終了するまで。
	٠	正物員教別による旧原が取りするよく。
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		じかせん がっかせん ぜっかせん
	りゅうこうせいじかせんえん 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日
710	AND 19 100 1 1000 30 (100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	\$5) BL / (2014) 4\	発しんが消失するまで。
	風しん(3日はしか)	
	すいとう 水痘(みずぼうそう)	* o t
	11/ 15/4-04/4-0	
	いんとうけつまくねつ 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後二日を経過するまで。
	けっかく	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のお
	ずいまくえんきんせいずいまくえん 髄膜炎菌性髄膜炎	それがないと認めるまで。
	※ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、	- 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと
	認められる場合についてはこの限りではない。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感	
	染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結	病状により学校医その他の医師において感染のお
	膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他感染症</u>	それがないと認めるまで。
	※その他の感染症	※学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染性大を味べために、必要があるときに限
		合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限

性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラ ズマ肺炎、感染性胃腸炎(流行性下痢嘔吐症)等